

**パネルデータを用いた
少年犯罪の要因分析¹**
～少年の心の叫びに答えて～

要旨

近年、少年による愉快犯や凶悪な殺人事件が目立ち、少年犯罪が社会の注目を集めている。

警視庁の報告によると、近年の少年犯罪の傾向として、それまで非行を行ったことのないような少年が突然罪を犯すというケースが増え、凶悪化、若年化も懸念されている。

そのような現状を受けて、政府は少年法改正による厳罰化及び、司法以外からの視点として教育、家庭、地域社会等多方面から少年の健全な育成を支援する施策をとってきている。

しかしこのような政府の対応にも関わらず、少年犯罪に顕著な改善が見られない。これより、少年犯罪の抑制にはこれまでの少年法改正による厳罰化が十分な効果を持ったものとは言えず、政府による司法以外からの多面的な施策も、少年犯罪の発生抑制に的確に結びついたものではなかったのではないかと考えられる。

そこで本稿では、教育、家庭、地域社会といった少年を取り巻く社会的な諸要因からの影響及び、2001年より施行された少年法改正の影響を一つの環境として捉え、そのような総合的な環境がどれほど少年犯罪に影響を与えているのかという問題意識のもと、観測不能な都道府県間の異質性をコントロールすることが可能な都道府県別パネルデータを用いて、ベッカーの理論に基づき実証分析を行った。

分析の結果、教育要因である教育費及び労働要因である有効求人倍率は負に有意で、犯罪を抑制する効果を持ち、また地域要因である人口密度・老年人口割合はともに正に有意で犯罪を促進する効果があることが分かった。一方、家庭要因については平均世帯人数が負に有意、所定外労働時間・月間労働日数については説明力を持たないという結果であり、2001年少年法改正ダミーは有意にきかず、法改正が少年犯罪に働きかける効果はなかったという結果となった。

この分析結果から、本稿では、少年に少年法を認知させるための法教育の推進、地域の結束を取り戻すための地域と学校が一体となった授業の推進、教師の質を高めるための教育大学院の設置、学校と家庭をつなぐソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）の構築を提言する。

WEST 論文研究発表会 2007

I はじめに

近年、日本では少年による愉快犯や凶悪な殺人事件が目立ち、少年犯罪に対する社会の関心が高まっている。

まだ記憶に新しいが、2007年9月18日に、京都府京田辺市で16歳の次女が京都府警南署巡查部長であった父親を手斧で殺害した。2003年7月には長崎で、当時12歳の少年が4歳の男児を誘拐し、暴行して死亡させるという事件が起こった。これらの事件は社会を大きく震撼させ、少年犯罪が重要な社会問題として注目し直されるきっかけとなるものであった。

このような少年犯罪は今に始まったものではなく、戦後から現在に至るまで社会の変容に応じて増減を繰り返してきた。それに伴い、政府は様々な対策をとってきている。その一つとして、その時々に応じた少年法の改正が挙げられる。最近の大きな動きとしては、2001年及び2007年度に、少年法の適用年齢の引き下げ等の厳罰化がなされた。また、刑罰以外の側面からの対策として、少年非行を未然に防ぎ、罪を犯した少年でも社会復帰が可能な社会環境を目的とした行政施策が継続的に行われてきた。

しかし、このように以前から政府による対策が行われているにも関わらず、少年犯罪の現状に大きな改善が見られない。

そこで、本稿では少年を取り巻く社会的な諸要因を一つの環境として捉え、総合的な環境が少年犯罪にどのように影響しているかを検証し、少年犯罪抑制に働きかける政策を提言する。

なお、本稿の構成は以下の通りである。

まずII章では、日本における少年犯罪の背景として、戦後から現在に至るまでの少年犯罪の推移、現状、それを取り巻く議論、及び少年犯罪の変遷に伴う政府の対応に触れ、我々の問題意識を述べる。

III章では、先行研究として、過去に蓄積された実証研究をいくつか取り上げている。さらに、本稿の分析で用いる犯罪の理論モデルについても紹介する。

IV章では、III章で述べた理論的枠組みに基づき、都道府県別パネルデータを用いた実証分析を行い、少年犯罪発生率と諸要因の関係について考察する。

最後にV章では、IV章で得た分析結果をふまえた上で、少年犯罪抑止に向けた政策提言を行う。

WEST 論文研究発表会 2007

II 現状・問題意識

この章では、初めに少年犯罪の推移と現状及びその現状に対する議論を少年犯罪の背景として見ていき、次に少年法の経緯及び少年犯罪に対する政府の対応を紹介する。最後にその少年犯罪に対する我々の問題意識を述べる。

1 少年犯罪の背景

(1) 少年犯罪の推移

日本における少年犯罪は戦後から現在に至るまで、社会的な経済情勢の変化、国民の生活様式や心理的な変化などに応じて増減を繰り返してきた。まず現在に至るまでの少年犯罪の推移を見ていく。(図表 1 および 2 参照)

最初のピークは終戦後すぐの 1949 年から 1951 年にかけてであり、この時期は経済的窮乏、極度に逼迫(ひっばく)した食糧事情と社会的混乱により、少年犯罪のみならず、成人の刑法犯も急増した。この時期の少年による刑法犯は、年長少年²による窃盗、強盗、詐欺などの財産犯が著しく、少年刑法犯検挙人員は 1951 年に 12 万 6519 人に達した。

二回目のピークは 1963 年から 1966 年にかけてであった。1960 年代は、急速な経済成長に伴う都市化、享乐的風潮の高まりなど、少年の非行を誘発しやすい社会構造へ変化した時期であった。この急激な社会変化のため少年犯罪が急増したと考えられる。この時期には窃盗犯は減少したが、年少少年・中間少年による凶悪犯³、粗暴犯⁴の増加が目立ち、少年刑法犯検挙人員は 1964 年に 15 万 1346 人に達した。

三回目の 1982 年から 1983 年にかけては、高度経済成長によって経済的豊かさで欧米と並ぶ地位を確立した時代である。そのような状況の中で、社会の連帯意識の希薄化、核家族化などの進行が少年の克己心の欠如を招き、さらに少年を取り巻く有害環境が拡大したことを背景に、少年犯罪は急増した。1983 年の少年刑法犯検挙人員は 19 万 6783 人と、これまでのピークの中でも最大となった。この時期における少年犯罪の特徴は低年齢化で、粗暴犯において年少少年の検挙人員人口比率が年長少年のそれを追い越し、年少、中間少年による初発型非行⁵、校内暴力、暴走族などの粗暴性の強い非行が顕著に増加した。

そして四回目のピークは 1998 年から 1999 年にかけてである。罪種別に見てみると、凶悪犯少年の検挙人員は 1959 年の 7684 人をピークにほぼ一貫して減少してきたが、1995 年から増加傾向へ転じ、1996 年から 4 年連続 2000 人を超える高い水準で推移している。凶悪犯の中でも強盗の検挙人員は近年著しい伸びを示しており、人口比では 1988 年で成人の 3.8 倍だったのに対し、2000 年では 8.8 倍となっている。粗暴犯少年の検挙人員は戦後増加を続け、1964 年の 4 万 4778

² 年少少年：14, 15 歳の少年、中間少年：16, 17 歳の少年、年長少年：18, 19 歳の少年

³ 殺人、強盗、放火、強姦の総称

⁴ 暴行、傷害、脅迫、恐喝の総称

⁵ 初期的段階の非行といわれる万引き、自転車窃盗など

WEST 論文研究発表会 2007

人をピークに減少し続けたものの、1994年から再度増加傾向にある。刑法犯少年の大半を占める窃盗犯少年の検挙人員は、概して刑法犯少年全体の検挙人員と同様に増減しており、2000年は7万7903人となっている。

(2) 少年犯罪の現状

現在は、2003年からの少年犯罪における戦後五回目のピークとなっており、2003年の少年刑法犯検挙人員数は約14.5万人である。これは三回目のピークである1983年の約20万人、四回目のピークである1998年の約16万人に比べると減少しているように見える。しかし、減少しているのは検挙人員だけでなく、青少年人口⁶も同様に減少していることを考慮しなければならない。1983年の青少年人口は約3553万人であったのに対し、2000年の国勢調査では約2600万人まで減少している。それをふまえ少年千人当たりの検挙人員数である人口比率を見てみると、1983年には18.9%⁷であり、2003年にも17.5%となっており、大きな変化はない。この人口比は、総刑法犯検挙人員のそれよりも3-6%高く、成人より少年のほうが犯罪に走りやすいということが表れている。さらに、青少年人口の総人口に占める割合は、1983年には約31%であったが、2000年には約20%にまで減少している。しかしそれにも関わらず、少年刑法犯検挙人員が総刑法犯検挙人員に占める割合は、1950年には23.6%であったのが、2000年には42.7%を占めるに至っている。2006年には29.4%まで低下しているが、青少年人口が総人口に占める割合の減少を考慮すると、少年刑法犯検挙人員が総刑法犯検挙人員に占める割合は依然高い。

次に現在の少年犯罪の傾向を見る。警視庁は現在の傾向として、それまで非行を行ったことのないような少年が突然罪を犯すというケースが増えてきていると報告している。また、大きな組織性を持った暴走族等による大規模な不法事案が少なくなる一方で、出身の地域や学校単位、溜まり場集まる仲間単位等の小規模の不良グループを作っている少年達がひたたりや恐喝等の犯行を繰り返しているとも見解している。事実、少年犯罪刑法犯検挙件数における共犯事件の割合は2005年では25.3%で、総刑法犯検挙件数の共犯率17.5%と比べると高くなっている。また罪種別で見ると、窃盗および強盗の検挙人員人口比率が1995年からここ約10年間で急増している。

加えて近年の少年犯罪の新しい特徴として、知能犯の急増がある。1995年から急増していた凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯の検挙人員人口比率は2003年からは緩やかに減少に向かっているのに対し、知能犯⁸のみがこの4年間で65%も増加してきている。その知能犯の増加原因は、インターネットを利用した詐欺が著しく増加したことにある。

(3) 少年犯罪を取り巻く議論

以上のような少年犯罪の現状を、テレビ放送等のマスメディアは、凶悪化、若年化していると指摘している。「一度殺人を経験してみたかった」、「キレて我慢ができなかった」、「〇〇狩りといった遊び感覚」などの理由で強盗、殺人、暴行に及ぶ少年が増えていると指摘し、自己中心的な

⁶ 0-19歳の人口とする

⁷ 千分率。パーミル。

⁸ 詐欺、横領、偽造、汚職、背任

WEST 論文研究発表会 2007

少年が増えていると報道するメディアが多い。

一方で、それはマスメディアがワイドショーとして少年犯罪を頻繁に取り上げることによる過剰報道あるいは情報操作であり、実際には少年犯罪においてマスメディアが報じているような変化はないと批判する意見もある。

しかし統計的には、1950 年前半から少年刑法犯検挙人員の人口比率は増減をくり返しながらではあるが徐々に増加してきているのは確かであり、特に 1995 年以降の増加は著しい。また、終戦直後の高水準は、未曾有の混乱状態の中で発生したものであり、「それを超えなければ大丈夫」という釈明は通じない。凶悪犯に関しては戦後から減少傾向にあったものが、1995 年に増加に転じている。さらに、1990 年代に中間少年の検挙人員人口比率が年長少年のそれを追い越し、少年犯罪の増加の中心は中間少年であり、年少少年の増加も目立っている。加えて、I 章で挙げている長崎の事例のような、犯罪を行っても刑事処分にできない 0 歳から 13 歳の触法少年⁹による凶悪犯罪も顕著に増加している。2006 年における触法少年の粗暴犯は 157 人（前年比 9.7%）、窃盗犯は 1391 人（同 10.4%）と前年に比べ減少しているのに対し、凶悪犯は 23 人（同 11.4%）、知能犯は 6 人（同 10.5%）の増加となっている。

さらに、日本弁護士会等法律専門家や心理学者も、やはり少年犯罪の増加、凶悪化、若年化に懸念を示しており、その変化の背景には、日本の教育、家庭、地域社会の変質が存在すると述べている。これらは従来日本における犯罪抑止の源であったものだが、現代社会では、学校や親の権威喪失、地域住民相互の不干渉など、それら要因と少年との関係が非常に希薄なものになってきていると指摘している。以下、教育、家庭、地域環境が少年にどのような影響を及ぼすものであるか専門家の見解を簡単に紹介する。

まず学校を代表とする教育が犯罪を抑止する要因となっていたのには以下の 4 点が挙げられる。学校の教師に対する愛着・尊敬の念、進学や学力向上に向かって努力する投資、学業やクラブ活動等の合法的な活動の巻き込みによる多忙、ルールに従わなければならないという規範観念である。しかし、1972 年から打ち出された「ゆとり教育」は塾の過熱を誘発し、それは学校教師の権威の喪失につながった。また、「ゆとり教育」によって、子どもへの拘束は減少し、学業やクラブ活動に従事することなく、打ち込むことがない、何をしたいのかわからないという子どもが増えている。さらにそのような集団への拘束の減少は、少年の社会性の低下を招いた。（Hirschi（1969）、前田（2000））

次に家庭は、家族の愛情や、安心感・信頼感といった精神的なつながりを子どもに与え、子どもの健全な成長を促し、基本的な生活習慣や、社会性、規範意識を育む場であり、子どもの人格形成に大きな役割を担っている。さらに、家族の存在が子どもの非行を抑制する監視役として機能している場合があるなど、安定的な家庭生活が子どもの問題行動の防止に対して大きな意味を持っている。しかし、子どもへの親の過度の期待、過保護、過干渉、または子どもへの無関心、接し方がわからないといった不安定な家庭環境が 1960 年代後半から急増した。そのような家庭環境の中では、少年は自立心や協調性等を十分に形成できていないという現状がある。（加藤（2004））

⁹ 14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

WEST 論文研究発表会 2007

そして、家庭や学校を包括する地域もまた、子どもたちが社会性を身に付ける大切な集団である。社会に適した規範意識や価値観、行動様式は、家庭や学校だけで教えられて身に付けるものではない。従来の日本の地域社会では、隣近所の住人が全て親戚のような豊かで親密な地域コミュニケーションが形成されていた。また、子供の教育、老人介護などの公共的な協同作業の互助精神が発達しており、他人の子どもでも素行が悪ければ注意するといった環境が少年非行の抑止力として働いていた。しかしながら、今日、特にマンションをはじめとする集合住宅においては、少子高齢化、核家族化、転勤による居住者の激しい入れ替わり、生活様式の多様化から、地域住民及び近隣地域との関係が希薄になっている。現代の子どもたちの常識から逸脱した行動様式や不十分なコミュニケーション能力はこのような地域形態の変化によって現れてきたものである。

(原田 (2004))

以上のような、少年を取り巻く環境の変容により、家庭内暴力の多発や登校拒否、引きこもり等も含め、社会に適応できず、人と付き合うことが下手な子供が増えている。相手の痛みを理解せず、自分の思い通りにならないと簡単にキレてしまうという規範の喪失が現在の少年犯罪の増加については凶悪化、若年化につながっている。

(4) まとめ

少年犯罪・触法少年の検挙人員、人口比はともに 2003 年から緩やかに減少してきていることは確かである。しかし、これまで述べてきたように、少年犯罪の推移は増減を繰り返しており不安定であることや、総犯罪に占める少年犯罪の割合が近年急増してきたこと等を考えると、少年犯罪の現状は未だ楽観視できない状況にある。

2 政府の対応

(1) 少年法の経緯

前節で見てきたように少年犯罪はその時々々の社会現象に応じて増減を繰り返してきた。それに伴い、政府はさまざまな対策をとってきている。その対策の一つに少年法が挙げられる。少年法もまたその時々々に応じて改正されてきており、以下、その経緯を説明していく。

1922 年に少年法が制定され、この法律では 18 歳未満を少年とし、非行のある少年の健全な育成、社会復帰を目的としている。この法律の主な内容は、検事が犯罪少年の刑事処分あるいは保護処分を振り分け、保護処分が適当と判断された場合、少年審判所という行政機関が審判を行うというものである。この少年法は「愛の法律」と呼ばれ、日本の少年保護制度の基本法として歴史上画期的なものであった。

第二次世界大戦後には、憲法改正に基づき法律制度の見直しが行われ、少年法も 1948 年に全面改正された。少年審判所が廃止され、少年に対する保護処分は司法機関である家庭裁判所で行うこととなった。そして刑に関する先議権を検察官ではなく、裁判官が握ることになった。加えて、少年法の適用年齢が 18 歳未満から 20 歳未満に引き上げられた。

WEST 論文研究発表会 2007

その後 1990 年代前半から、複雑で事実認定¹⁰の困難な事件が増加し、少年審判をより厳正な手続きの上で行うために、「少年法等の一部を改正する法律」が 2000 年に成立し、2001 年 4 月 1 日から施行された。改正の主な内容の一つ目としては、少年事件の処分等のあり方の見直しである。具体的には、刑事処分可能年齢が引き下げられ、14,15 歳の少年も検察官送致が可能となった。またこれまで少年事件は全て家庭裁判所に送致されていたが、16 歳以上の少年が、殺人・傷害致死・強盗致死等の故意による犯罪行為で、被害者を死亡させた場合には、原則として検察官に送致する手続きがとられるようになった。二つ目としては、事実認定手続きのいっそうの適正化である。どんな少年事件であっても裁判官一人が審判を行っていたものが、事実認定が困難な事件については三人の裁判官が関与する裁定合議制度がとられた。また故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪などの事件において、家庭裁判所の決定により検察官が立ち会うことができるようになった。このとき、少年に付き添い人がいない場合は、国選の付き添い人をつけることとされた。三つ目に被害者への配慮が充実したことがある。被害者の意見を聴取する制度、被害者などに対し少年審判の結果を通知する制度、被害者などに対し一定の範囲で非行事実に関わる記録の閲覧、またはその膳与を認める事を可能とする制度が導入された。

そして 2007 年 6 月にも少年法は改正され、11 月 1 日から施行されている。主な改正内容は、少年院に送致可能な年齢を現在の 14 歳以上から、概ね 12 歳以上に引き下げたことや、警察官による触法少年及びぐ犯少年の事件の調査手続の整備である。この改正は、2003 年のピークに見える少年犯罪の凶悪化、若年化に対応したものである。

(2) 行政の取り組み

以上が少年法の変革であるが、少年法は、非行のある少年に対し公的機関がどのように処遇するか定めた法律であり、その根底にある概念は、その第一条で処遇の目的を少年の健全な育成におくことを定めているように、少年の健全育成及び社会復帰に努めることである。行政もその概念に則り、少年犯罪に対し刑罰以外の側面から様々な施策をとってきている。それらは、少年非行を未然に防ぎ、少年が犯罪を行ってしまった場合にも社会に正しく復帰できるような社会環境を目的とした施策である。ここではその行政による施策を、具体的に戦後から年代ごとにたどって見ていく。

戦後の 1945 年～1954 年の政府の対策は、終戦直後の混乱した社会状況の中で、浮浪児や少年非行への対策が中心であった。

1955 年～1964 年には、政府の対策は戦後処理的対策から健全育成の推進へと移行していった。青少年対策は、戦後の緊急保護対策的な取り組みから積極的な健全育成へと視点を広げ、青少年健全育成施設の整備等が進められた。また、経済発展や国民生活の向上を背景に、児童福祉の進展や学校教育の改善が行われた。

続いて、1965～1974 年は、政府はさらなる健全育成の積極推進のために国民運動¹¹の推進を展

¹⁰ ある裁判において、裁判官が証拠に基づいてその事件が存在したか否かを確定することである。

¹¹ 青少年が自立し、いきいきと活躍できる社会を目指して、企業や労働組合、学校、マスメディア、地域社会、政府等が一体となって、若者をとりまく問題をそれぞれの立場で考え、サポートし、その輪を広げていく運動。(厚生労働省職業安定局より)

WEST 論文研究発表会 2007

開していく。青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的、総合的施策の調査審議を行う機関として青少年問題審議会が 1966 年に総理府に設置された。同年、青少年行政における総合調整機能の強化に向けて、総理府に青少年局が設置された。また、青少年育成国民会議¹²も同年に結成された。加えて余暇時間の増大に対応した余暇関連施設の整備が進められたほか、核家族化等に対応した家庭支援の充実、進学率の向上に対応した高等学校の整備、勤労青少年の福祉対策の充実等が行われた。非行対策については、少年補導センターの設置の促進、少年補導員制度の導入など、地域における非行防止の体制づくりが進められた。

1975～1984 年には、政府は青少年育成の施策の多様化、総合化を目指し、各分野において、家庭をめぐる状況の変化に対応した子育て支援の取り組みの充実、ゆとりある充実した学校生活の実現に向けた取り組み、高学歴化の進展に対応した大卒者への採用情報の提供の充実、国際交流の促進等が進められた。青少年の非行等問題行動については、1982 年 6 月の青少年問題審議会答申を契機に、関係省庁が総合的に取り組む体制が整備された。

さらに 1989 年に、関係省庁の連携・協力の下、施策を効果的に推進していく枠組みが作られ、青少年施策の総合化の面で大きく前進することとなった。社会経済情勢の変化に対応して各要因への施策の改善が図られ、家庭については、親への多様な学習機会の提供や相談体制の充実、児童福祉制度全体にわたる見直し等が行われた。学校教育については、これまでの知識偏重の風潮等を見直し、子ども一人一人の個性を生かし、豊かな人間性等を育む教育へと方針が転換された。また、地域社会における多様な体験活動を通じて、青少年の社会性等を培っていく方向が、重視されるようになった。

現在でも以上のような総合的かつ多面的な行政施策が継続的に行われている。具体的には、子供が各々持った才能・能力を伸ばせるような施策として、学力習得の補助、就業能力・意欲の習得、大学教育等の充実、職業能力開発・就業支援の充実を行っており、地域コミュニティの結束を強める施策としては、ふるさとについての学習活動、青少年団体による青少年交流、ボランティアを始めとする社会参加活動、国際交流等の促進に努めている。

以上、行政は戦後処理としての青少年の非行防止対策に始まり、近年の青少年の健全な育成の促進に至るまで、社会の変容に対応しながら柔軟かつ総合的な施策をとってきたということがわかる。

3 問題意識

このように、以前から政府は少年犯罪に注目し、現在に至るまで少年犯罪を減少させるために様々な対策をとってきているにも関わらず、現状で見たように少年犯罪の凶悪化・若年化は否めず、少年犯罪に大きな改善が見られない。これは、政府のこれまでの対策が、少年犯罪の発生要因に対して十分に働きかけられていないからだと考えられる。そこで、以下で少年犯罪の発生要因について、大きく分けて二つの視点から考察する。

一つ目は、少年犯罪に対する刑罰が、罪を犯す少年への抑止力として十分に機能していないと

¹² 青少年が健やかに成長するために、子どもが育つ家庭、学校、地域社会が協力体制を作りながら、親や大人、子どもや青年も参加する地域ぐるみの取組を進めていく、内閣府政策統括官が所管する公益法人。

WEST 論文研究発表会 2007

いう視点である。少年は、罪を犯したとしても、発覚することによって受ける損失を過小に認識している、あるいは、刑罰を受けることを自らの損失と捉えていないと考えられる。実際、最近の少年犯罪の傾向を見てみると、社会のルールを守るといった規範意識に欠けている少年が罪を犯すケースが目立っている。また、現状でも述べたように、少年人口比で見る少年刑法犯検挙人員は、多少の増減はあるものの 2001 年の少年法改正後も依然として高水準であり、法改正による厳罰化に顕著な効果があったとは言えない。

二つ目は、刑罰以外からの視点である。具体的には、教育、家庭環境、地域性、景気等といった、少年の人格形成に影響を与える環境のことであり、本稿ではこれを社会的要因と呼ぶことにする。少年非行は、教育、家庭、地域社会等の問題が複雑に絡み合っ生じるものであり、その防止及び非行少年の更生は、もとより刑事司法の枠内での取り組みだけで全うできるものではない。つまり、少年に罪を犯すに至る意識付けをもたらした、少年を取り巻く社会的な環境に大きな改善の余地があると考えられる。

以上二つの視点から、いまだ深刻な少年犯罪の現状を考えると、これまでの少年法改正による厳罰化は十分な効果がなかったと言え、行政による社会的要因への対策も少年犯罪の発生抑制に的確に結びついたものとは言えない。そこで、本稿では、少年法改正の影響及び社会的要因からの影響が、少年犯罪の発生もしくは抑制要因になっているかどうかを分析した上で、少年犯罪の抑止力を模索し、犯罪抑制に働きかける政策を提言する。

III 先行研究・理論

1 先行研究

前述の通り、本稿では少年犯罪に対して少年を取り巻く社会的要因がどのように影響を与えているかを検証する。そこで以下で過去に蓄積された日本の犯罪についての実証的な研究をいくつか紹介する。

日本における犯罪についての実証分析のさきがけとして、Evans(1977)が挙げられる。Evans(1977)は日本の犯罪発生率について 1955 年から 1977 年にかけての時系列データを用いて労働市場の向上に伴う諸要因と犯罪行動の程度の実証的に検証した。結果、鉱工業・通信・水道光熱・建設業従事者比率と犯罪発生率が負の相関を持つこと、および所得不平等度のジニ係数と少年検挙率が正の相関関係にあることを示し、戦後における経済的機会の拡大と犯罪率の減少には密接な関係があると結論付けている。

朴(1993a,b,1994,1998)は 1954 年から 1988 年の犯罪の様々な要因を殺人、傷害、強姦、強盗、窃盗の五つの罪種別に分けて回帰分析を行っている。その結果として、強盗・窃盗といった財産目的の犯罪の発生率には、生活水準・賃金格差といった「社会経済変数」、検挙率・有罪率といった「抑止力変数」、全人口に占める 15・24 歳人口の割合といった「年齢構成変数」の三つの要素が影響を与え、社会に対する絆の強さを表した「社会的紐帯(ちゅうたい)変数」については影響を与

WEST 論文研究発表会 2007

えないということが示された。さらに、すべての要素に通じて殺人・傷害・強姦の発生率には、最小の説明力しか持っていないとした。

市川・中村(1998)は、1966年から1987年の少年犯罪発生率の背景を年齢効果・コウホート(世代)効果・時代効果という三つの効果への分離する分析を試みている。年齢効果は14歳で急上昇し19歳まで高水準であったが、時代とともに14歳から16歳までの年齢効果がさらに上昇し、16歳以降が急下降するように変化してきたことを示した。また、コウホート効果については、「出生人口の大きい世代は、その成長過程で、進学・就職などに際して過当競争を強いられ、密度の濃い教育を受けられない境遇におかれるため、非行者率が高くなる」として世代サイズと犯罪発生率が正の相関を持つことを明らかにし、「非行の戦後第三のピーク」と呼ばれた現象を第二次ベビーブームの世代が15歳前後の非行年齢に達したことによって発生したと解釈できるとしている。

少年犯罪に焦点を当てた論文としては、この市川・中村(1998)のほかに大竹・岡村(2000)が挙げられる。本稿ではこの論文を主に参考としている。

大竹・岡村(2000)は、1980,85,90,95年の都道府県別パネルデータを用い、労働市場が少年犯罪発生率に及ぼす影響を検証したものである。結果としては、少年犯罪発生率は、教育の質を表す変数である中学校教師一人当たり生徒数の増加関数であり、労働市場の逼迫度を表す変数である有効求人倍率の減少関数であり、さらに公的な抑止力を表す変数である人口当たり警察官数は安定的な説明力を持たないということを示した。

ここで以上の先行研究をふまえ、犯罪研究における本稿の位置づけを述べる。これまでの研究は、労働市場や世代効果など、ある特定の要因が少年犯罪に与える影響を個別に観察したものであった。本稿の分析は、そのような諸要因を一つの環境として捉え、少年を取り巻く総合的な環境が少年犯罪にどのように影響しているか、検証しようというものである。この検証を行うことが本稿のオリジナリティの一つであり、犯罪研究の論文における本稿の意義である。

2 犯罪の理論モデル

(1) 理論モデル

本稿で推定に用いる理論モデルは、国内外の多くの犯罪研究で用いられる Becker(1968)の理論モデルである。この理論は、潜在的な犯罪者が合理的に個人の効用を最大化しようとするという仮定を基礎としている。

最近の研究として Robert Cooter & Thomas Ulen(2004)では次のように考えている。犯罪の深刻度(例えば、財産犯における被害額)を x 、犯罪者が犯罪から得る便益を y とすると、

$$y = y(x)$$

となり、 y は x の関数として表される。 x に対して科せられる刑罰の重さを f とすれば、

$$f = f(x)$$

となる。

また、 x に対して刑罰が課せられる確率を $p = p(x)$ で表すと、期待刑罰は刑罰の重さに刑罰が科せられる確率を乗じたものとして $p(x)f(x)$ で表される。したがって、合理的な犯罪者は、犯

WEST 論文研究発表会 2007

罪から得る便益から期待刑罰を引いた差である、

$$\max\{y(x) - p(x)f(x)\}$$

を最大化するように行動するはずである。したがってこの式を微分した、

$$y'(x) = p'(x)f(x) + p(x)f'(x)$$

が成り立つように犯罪を敢行すればよいこととなる。このことから、犯罪から直接得られる限界便益が、限界期待刑罰に等しい水準で犯罪を行うことが犯罪者にとって合理的であると分かる。

一方で合理的な犯罪者は、犯罪から得られる便益が期待刑罰を上回らない限り犯罪を敢行しないはずなので、

$$y(x) \leq p(x)f(x)$$

を満たせば犯罪を抑止することができる。

以下が Becker の理論を端的にモデル化したものである。

$$EU = pU(Y - f) + (1 - p)U(Y)$$

p : 捕まり罰せられる確率 U : (計測可能と仮定した場合の) 効用

EU : 期待効用 f : 捕まったときの費用 Y : 捕まらなかった時の便益

$pU(Y - f)$ の部分が犯罪が発覚した際の期待効用を、 $(1 - p)U(Y)$ が犯罪が発覚しなかった際の期待効用を表しており、この効用関数において期待効用 EU が負になる場合、個人は犯罪行為を行わない。すなわち、潜在的な犯罪者が犯罪行為を行うか否かの意思決定はその犯罪行為によって得られる便益と費用と犯罪の抑止力によって決定される期待効用に依存するというものである。

ちなみにここでの便益・費用とは、ともに必ずしも犯罪に関連した金銭上のもののみではない。たとえば、直接的な費用としては犯罪に対しての罰金以外にも拘留等の罰が挙げられ、間接的な費用としては犯罪が発覚したことにより職を失うことや名声を失うことなどが挙げられる。犯罪行為の便益についても同様に、犯罪行為自体から何らかの喜びを得る愉快犯のような人物には金銭面以外の便益があるといえよう。

(2) 理論的考察

ここで前述の理論に基づき本稿で扱う少年犯罪という分析対象について考察を行う。

まず少年が犯罪を行う際の動機についてであるが、少年個人の犯罪行為による便益を定量的に推し量ることは非常に困難であるといえる。しかしこの場合、先に述べた合理的な犯罪者は犯罪から得られる便益が期待刑罰を上回らない限り犯罪を敢行しないということから、便益に関わらず犯罪者にとっての費用を相対的に引き上げることで犯罪行為の抑止につながる影響を与えられると考える。

よって本稿では以下のようなモデルを用いて少年犯罪の抑止力を模索する実証分析を行う。

$$R = \alpha + \beta X_i + \varepsilon$$

WEST 論文研究発表会 2007

R : 少年犯罪発生率

X_i : 諸要因

α : 定数項 ε : 誤差項

以上のモデルの枠組みで実証分析によるアプローチを試みる。

IV 実証分析

1 データ概要

本稿では、□章で挙げた諸要因が少年犯罪に与える影響を前述の理論的枠組みに基づき 1995、1997、1999、2001、2003 年のパネルデータを用いて実証分析を行う。

(1) 被説明変数

被説明変数には犯罪発生率を用いる。

過去の犯罪研究では犯罪発生率に専ら犯罪の認知件数を用いており、それによって日本国内で発生した犯罪すべてを対象として分析している。しかし、同様の方針で少年犯罪を分析する際には注意を払う必要がある。なぜなら、少年犯罪には検挙された犯罪の分のデータしか存在しない。その理由はある犯罪が報告・認知された際、その犯人が少年であるか成人であるかどうかは実際に捕まえてみるまで一切不明であるためである。そこで、本稿では大竹・岡村(2000)に倣い、少年犯罪発生率の近似値を以下の方法により求めた。

まず、少年犯罪について、以下の等式が成り立つ。

$$(\text{人口千人あたり少年刑法犯発生数}) \times (\text{少年刑法犯検挙率}) = (\text{人口千人あたり少年刑法犯検挙数})$$

この等式の両辺を、少年刑法犯の検挙率と刑法犯全体の検挙率が等しいという仮定の下に、刑法犯検挙率で除す。すると、

$$(\text{人口千人あたり少年刑法犯発生数}) = (\text{人口千人あたり少年刑法犯検挙数}) / (\text{刑法犯検挙率})$$

という等式が成り立つ。

これで求めた少年刑法犯発生数の近似値を被説明変数として取り扱う。さらに大竹・岡村(2000)で触れられているように刑法犯の検挙人員の増減は警察の効率性、つまり捜査・犯人逮捕の能力にも依存しており、純粋な犯罪の母数に変化がなくとも見かけの数字上犯罪が増減しているように見えてしまうという問題があるが、この問題はこの検挙率で除すという処理により克服することができる。

各データの出典については、人口千人当たり少年刑法犯検挙数が『社会生活統計指標』(総務省)

WEST 論文研究発表会 2007

に掲載されている 14・19 歳人口千人あたり少年刑法犯検挙人員、刑法犯検挙率も同じく『社会生活統計指標』のものを用いた。

さらに本稿では少年犯罪の若年化が進んでいるのではないかという議論を受け、捕まったあとに触法少年として処理された 13 歳以下の少年が起こした犯罪も被説明変数に加えている。その際のデータの処理として、触法少年の数は『犯罪統計書』（警察庁）より入手できるが、それを除すための 13 歳以下の人口は、公表されていないためこれを計算により求めた¹³。この算出された人口から、「人口千人あたり触法少年数」を算出し被説明変数に組み込み、刑法犯と同様検挙率で除した。これは本稿のオリジナリティといえる。

(2) 説明変数

少年犯罪に影響を及ぼす要因として、本稿では大竹・岡村(2000)のモデルをベースにいくつかの社会的要因を表す変数を選定した。以下にデータの出典と選定した根拠、理論をふまえた少年犯罪発生率との予想される関係について述べる。

①労働

少年にとっての労働的機会の向上は将来得られると期待される所得等の便益を高め、合法的活動の相対的な利得を上げる。またそれは同時に犯罪行動のときに失われる機会費用を高めることになり、非合法的活動の相対的な利得を下げることに繋がる。よって労働的機会の向上は犯罪を抑制する方向に働くと予想される。

・有効求人倍率

『職業安定業務統計』（厚生労働省）より、都道府県別有効求人倍率を用いた。これは公共職業安定所で扱った月間有効求人数を月間有効求職者数で割ったものであり、本稿ではその年平均値を使用している。

有効求人倍率は、求職者一人当たりどれだけの仕事があるのかということを示しており、この数値が大きいほど労働的機会に恵まれた状況であるといえる。よってこの数値は少年犯罪発生率に負の影響をもたらすと予想される。

②教育

少年にとって密度の濃い教育を受けられるということはそれだけ高水準の人的資本の蓄積を期待でき、結果将来的に期待できる便益を高める。それは少年にとって犯罪行為によって失うものが大きいという状態を作り出す、つまり機会損失を高めることにも繋がる。よって、教育水準の向上は犯罪抑制効果があると考えられる。

¹³ 『社会生活統計指標』（総務省統計局）の「14・19 歳人口千人あたり少年刑法犯検挙人員」で同書掲載の「少年刑法犯検挙人員（基礎データ）」を除すことで「14・19 歳人口(単位千)」が得られる。そして『人口推計年報』（総務省統計局）の「年齢 5 歳階級別人口」より 0・19 歳の人口を使用し、(0・19 歳人口) - (14・19 歳人口) の計算で、0・13 歳人口を算出した。

WEST 論文研究発表会 2007

・人口一人当たり教育費

『社会生活統計指標』（総務省統計局）より、都道府県毎の目的別歳出決算額のうち教育費支出を総人口で割ったものを消費者物価指数¹⁴で除した上で用いた。

この教育費には学校教育への支出はもちろんのこと、図書館・美術館といった、公共の教育施設への支出額も含まれており、少年が外部から享受することのできる教育効果を包括的に捉えることができる項目といえる。なお、先行研究である大竹・岡村(2000)では教育の変数に中学・高校それぞれの教員一人当たり生徒数で教育の水準としているが、教育費と多重共線関係にあると考えられるため、教育費の方を採用した。その理由は、教育費の内訳の半分を教員給与が占めており（文部科学省『平成17年度地方教育費調査』）この額が低ければ教員の数も減るというように、教育費が教員の数という要素を内包していると考えられるためである。

③家庭

朴(1993a)で犯罪全体については社会的紐帯、つまり家庭や職場への帰属意識を示す変数は最小の説明力しか持ち合わせていないとされたが、一方Ⅱ章で述べたように、少年犯罪においては家庭環境が大きな意味を持っており、家庭の直接的な抑止要因としての可能性が期待できる。これにより理論的考察をすれば、家族と接する頻度が高いほうが犯罪行動が発覚する確率ないしは犯罪を未然に防ぐ確率が高まると考えられる。

・平均世帯人数

都道府県別平均世帯人員数を『住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数』（総務省自治行政局）から用いた。なお、本稿のデータセットの時系列が隔年になっているのはこのデータが隔年でのみ入手可能であったためである。

平均世帯人数が増えるほど家族と接する機会が増えるため犯罪発生率を抑制する効果があると考えられる。

・所定外労働時間

『日本の統計』（総務省統計局）より都道府県別の月間所定外労働時間を用いた。

親の仕事が長引けば長引くほど少年と接する時間が減るためこの変数は犯罪発生率に正の影響を及ぼすと考えられる。

・月間労働日数

『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）より都道府県別の月間労働日数の年平均を用いた。

これも所定外労働時間同様犯罪発生率に正の影響を及ぼすと考えられる。

④地域

朴(2003a)で述べられているように、戦後日本の犯罪研究において、日本の低犯罪性の要因を非公式の社会的統制力による貢献であると説明しようとするものが多く、従来型の地域性は少年犯

¹⁴ 消費者物価指数は5年ごとに基準が改定されるため、『社会生活統計指標』と『平成12年基準 消費者物価連続指数総覧』より、平成12年基準に換算したものをを用いている。

WEST 論文研究発表会 2007

罪を抑制する働きがあると考えられる。

- ・人口密度

『社会生活統計指標』（総務省統計局）より可住地面積 1 km²あたり人口密度を使用した。

より高い人口密度は潜在的な犯罪者に、より大きな供給をもたらしたり、都市化により地域的紐帯が弱まり犯罪の抑止力が低下すると考えられ、人口密度は犯罪に対して正に働くと予想できる。

- しょう・老年人口割合

『社会生活統計指標』（総務省統計局）より全人口に占める 65 歳以上人口割合を使用した。

犯罪白書(平成 15 年)によれば、ここ数年で強盗をはじめとする凶悪犯罪について高齢者の被害が急増しているといわれている。(図表 3) 貯蓄性向が高く、抵抗力の低い高齢者は潜在的犯罪者の期待便益を高めると考えられる。よって地域における高齢者の人口割合の増加は犯罪を促進する効果があると考えられる。

⑤公的抑止要因

- ・人口あたり警察官数

犯罪の発覚確率を上昇させるものとして『社会生活統計指標』（総務省統計局）より人口千人あたり警察官数を用いた。これは潜在的犯罪者が犯罪行動の期待効用を考える際、直接的に期待費用を増大させるので犯罪抑止の効果があると予想される。

□少年法改正ダミー

2001 年より施行された少年法改正が少年犯罪発生率に及ぼす影響を観察することと、2001 年よりあとの年度における社会的要因の効果を法改正の影響をコントロールしたうえで観察するために法改正ダミーを入れる。

少年法改正が少年犯罪抑制の効果を持っているならば負に有意となり、効果がない場合有意に働かないことが予想される。

各データの基本統計量は図表 4 に掲載する。

2 実証分析

ここで、パネルデータによる実証分析を行う。データは 1995、1997、1999、2001、2003 年の都道府県データを用いる。本稿でパネルデータを用いる理由は、少年犯罪について前述の変数以外に影響を与える可能性のある要因として、県民性等の観測不能な都道府県間の個別効果が挙げられるが、パネルデータによる推定を行うことでこの都道府県間の異質性をコントロールした分析が行えることである。

以下が分析に用いたモデルである。

WEST 論文研究発表会 2007

$$Y_{it} = \beta_0 + \beta_1 X_{1it} + \beta_2 X_{2it} + \beta_3 X_{3it} + \beta_4 X_{4it} + \beta_5 X_{5it} + \beta_6 X_{6it} + \beta_7 X_{7it} + \beta_8 X_{8it} + \beta_9 D + \mu_i + \varepsilon_{it}$$

Y : 少年犯罪発生率

X_1 : 有効求人倍率

X_2 : 教育費

X_3 : 平均世帯人数

X_4 : 所定外労働時間

X_5 : 月間労働日数

X_6 : 人口密度

X_7 : 老年人口割合

X_8 : 警察官数

D : 少年法改正ダミー

μ : 都道府県個別効果

ε : 誤差項

このモデルについて Eviews5.1 を使用し OLS にて回帰する。

なお、このモデルのすべての変数について自然対数変換を行っている。

3 分析結果

パネル分析は個別効果として経済主体の異質性を考慮する。この経済主体の属性を示す個別効果を確率変数として扱うモデルが random-effect モデルであり、観察可能な説明変数と相関を持つ場合を想定したモデルが fixed-effect モデルである。本稿では使用するデータセットに対して適切なモデルを採択するために Hausman 検定に従い、個別主体要因が説明変数と無相関であるという帰無仮説をたて、カイ 2 乗検定を行った結果、random-effect モデルが採択された。そこで、以下に変量効果推定法の結果について述べる。

また、詳細な分析結果については図表 5 を参照されたい。

$$Y_{it} = 27.13049 - 0.10873X_{1t} - 1.77719X_{2t} - 0.80403X_{3t} - 0.18632X_{4t} - 4.01225X_{5t} + 0.053439X_{6t} + 0.909528X_{7t} + 0.35239X_{8t} - 0.02684D$$

自由度修正済み決定係数は 0.305829 である。加えて、このモデルを帰無仮説

WEST 論文研究発表会 2007

$$H_0 : \beta_1 = \beta_2 = \beta_3 = \beta_4 = \beta_5 = \beta_6 = \beta_7 = \beta_8 = \beta_9 = 0$$

で F 検定を行うと、このとき F 値は 12.45473 となり、自由度 9、226 の F 分布 5% 臨界値を上回るため、帰無仮説は棄却される。なおこの分析においては、分散不均一 の存在を考慮して White 修正を行っている。

各変数についての分析結果を見ると、労働要因である有効求人倍率は負に有意、教育要因である教育費は負に有意と、先行研究どおりで予想どおりの結果となった。

また、地域要因についても当初の予想通り人口密度・老年人口割合ともに正に有意で犯罪を促進する効果があることが分かった。

一方、家庭要因については平均世帯人員が負に有意、所定外労働時間・月間労働日数については説明力を持たないという結果が出た。これらの要因の考察はあとの政策提言の章で詳しく述べる。

最後に、2001 年少年法改正ダミーは有意にきかず、法改正が少年犯罪に働きかける効果はなかったといえる。さらに、公的抑止要因として入れた変数である警察官数については、予想に反して正に有意という結果が出た。この正の相関の原因は、まず直感的に警察官が多いほど検挙される人数が増加するからという理由が考えられるが、これについては絶対的な犯罪発生数のうちの検挙された人員を表す検挙率で説明変数を除すという処理を行っているため、その可能性は考えにくい。この場合犯罪の増加に対して警察官が増員される増加率のほうが、警察官の配備による犯罪抑制の効果よりも高いからということが理由ではないかと考えられる。

V 考察・政策提言

以上の分析から、家庭・教育・地域社会の観点から以下で四つの政策提言をしていく。

1 法教育の推進と充実

我々が行った分析の結果、2001 年の少年法改正ダミーが有意に働いておらず、法改正の効果が現れなかった。この原因として、一点目に少年法で適用される法的処罰自体が少年犯罪の抑止力となっていないこと、また、二点目に少年が法改正を認知していなかったことが考えられる。一点目が原因だとすると、少年にとって現在の法的処罰が恐るべきものではないと考えていることになり、それを受けて少年法を厳罰化することは簡単である。しかし、厳罰化された 2001 年の少年法改正ダミーが有意に働かなかった以上、厳罰化が少年法の抑止力を高める良薬であるかどうかは疑わしい。そこで我々は、この二点目の原因に焦点を当て、「法教育の推進と充実」を提言する。

そもそも法教育とは、アメリカの法教育法にいう Law-Related Education に由来する用語である。これは、法律専門家を養成するための教育ではなく、あくまでも一般の人々が、法や司法制

WEST 論文研究発表会 2007

度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であることが大きな特色である。また、法教育は、日本の教育によく見られるような、法律の条文や制度を暗記するといった知識偏重型の教育ではなく、法律や制度の背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考え、社会に参加することの重要性を意識付ける実践参加型の教育であることに大きな特色がある。

日本でも、2003年に法務省において、法教育研究会¹⁵が立ち上げられたり、2009年の裁判員制度の創設を受け、学校現場で法教育を充実させる試みが始まったりと、法教育が重要視され始めた。しかし、現在はまだ話し合いの段階に留まっており、制度化に向けてまだまだ発展の余地が見られる。

そこで、我々は「法教育の推進と充実」を提言する。以下に三つの具体案を示す。

一つ目は、法科大学院生と中学校との連携である。これは法科大学院生が中学生に法教育を行うというプログラムである。法科大学院生はボランティアとして派遣されることになるが、中学生に向けて行う法律に関する授業や中学生との法律に関する対話が将来の法律専門家となるための良い勉強となると考えられる。一方で、中学生側は法律に対する興味や考えを深められるだけでなく、大学院生を自分の将来の目標や夢としてとらえられるといった副次的な効果も見られるため、少年犯罪防止に大きな効果が期待できるであろう。

二つ目は、夏休みの小学生向けの法教育ワークショップの開催である。地元の弁護士会¹⁶や裁判所、法科大学院生など法律専門家の協力の下、人形劇を用いた模擬裁判や処罰を考えさせるゲームを行い、小学生でも法律が良く理解できるように工夫された実践参加型プログラムを考える。小学生という幼い時期から法律に触れておくことで法律がより身近な存在だと感じられ、自分がしても良いことと悪いことの判断能力が早い段階で高まり、少年犯罪防止に大きな効果が期待できる。なお、これは福井弁護士会が実際に行っているプログラムを参考にしている。

三つ目は、教職の必須科目として法律科目を導入することである。現在、教職課程のある大学には法律の科目が存在しないが、もし教員となり得る学生が皆法律の知識を持っていれば、その学生が教員となったときに、法律専門家の協力なしで学校での法教育の実践に貢献することができる。具体的には、教員養成の場である大学の教職の授業に注目する。日本の制度では、小学校・中学校・高等学校教員免許を取得する第一段階として、大学などで所定の単位と学位を取得することが必要となっている。

このような法教育の取り組みを通して、少年の法律に対する興味や考えを深め、自分がしてもよいことと悪いことの判断能力を高めることにより、少年法の抑止力を高めることが可能となるであろう。

¹⁵ 平成15年7月29日、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うことを目的として、法務省において発足させたものである。法曹関係者、学者、教育関係者、その他の有識者によって構成される。これまでの主な取り組みとして、平成16年11月に法教育研究会報告書において、法教育の在り方や普及・発展の必要性についてとりまとめるとともに、目指すべき法教育の内容を具体化した教材を作成した。

¹⁶ 弁護士の品位を保持し、弁護士事務の改善・進歩を図るため、弁護士の指導・連絡および監督に関する事務を行う。弁護士にとって強制加入の法人であり、地方裁判所の管轄区域ごとに設立され、例外として東京に3つの弁護士会が存在するため日本全国では52の弁護士会が存在する。

WEST 論文研究発表会 2007

2 地域コミュニティの充実

老年人口割合が正に有意であるという結果については、IV章で述べたように、被害者となる可能性の高い高齢者が増えたことで少年犯罪の発生が誘発されたものと考えられる。

次に人口密度が正に有意であることについて考察する。人口密度を都市化の程度を表す変数と捉えると、都市化が進んでいる地域ほど犯罪が多く起こっているということが出来る。II、IVの章で説明したように、都市化が著しい地域は日本従来 of 地域的結束が低下していると考え、その結束の低下は地域社会が有していた犯罪抑止能力の低下と等しいと考える。これは現状で紹介した少年犯罪の増加と地域コミュニティ崩壊の関係を実証する結果だと言える。

以上の考察から、地域コミュニティの結束を取り戻し、子どもと高齢者の関わりを密なものに改善することで高齢者を狙った犯罪が起きにくくするような政策を提言する。

子どもと地域コミュニティを結びつけるのに最も効果的な方法は、学校と地域コミュニティを連携させ、子どもと地域の大人や高齢者を接近させることである。参考にできる取り組みとしては、文部科学省が2004年に制度化した学校運営協議会（コミュニティ・スクール）¹⁷がある。この取り組みは京都市教育委員会や福岡市教育委員会などいくつかの教育委員会で試験的に推進され始めており、特に京都市教育委員会は「まち全体を学びと育ちの場に」そして「大人みんなが先生に」をスローガンに、地域団体による各学校単位での「ふれあい土曜塾」推進事業が展開されている。

我々はその取り組みをさらに発展させた方法として、高齢者をゲストスピーカーや参加者として招いた授業および子どもの保護者に仕事の話等をしてもらう授業を全ての小学校に通年で設置することを提案する。授業の中では高齢者と調理実習を行うことで食べ物の大切さを学んだり、伝統的な遊びを教えてもらうことで郷土への愛着を深めたり、友達の親の話を聞くことで他人への尊敬の念を育てたりすることができる。

その取り組みにより子どもが生活する地域の中で知らない人が少なくなり、地域の子どもの監視する機能を向上することができる。また、現在深刻な問題となっている子どものコミュニケーション能力の低下に歯止めをかけ、長期的な導入によっては改善が期待できると考える。さらに、高齢者と深い人間関係を築くことで、地域の高齢者を狙った少年犯罪を防止する効果も期待できる。

3 教育の質の向上

教育費が負に有意であることから、教育の質の代理変数である教育費が、少年犯罪を抑止する効果を持つということが明らかになった。これは、教育の質が向上すれば、少年の人的資本がより蓄積されることにより、犯罪による機会費用が上昇するからである。それをふまえて、以下で現在の日本の教育の現状をみたあと、教育の質を上げる政策を提言する。

日本の教育は、現在、学生の意欲及び学力低下など、種々の問題が浮上しており、それには二

¹⁷ 学校の裁量拡大や地域との連携を進めるための議会で、2004年に制度化されてから全国133校の調査研究校に、普及のための実践的な調査研究を委嘱している。指定された学校は、保護者、地域住民代表、教育委員会、学校関係者などで構成された推進委員会を中心に、保護者や地域住民、ボランティアなどとの連携の在り方や学校の評価のあり方などを調査研究している。

WEST 論文研究発表会 2007

つの背景があると古山(2006)は指摘した。まず一つ目には、日本の教育システムは中央集権体制で巨大なピラミッド型組織でできており、現場の声が反映されにくい上、教師に仕事が蓄積しやすいことである。二つ目は、受験戦争による詰め込み教育体制にある。学力という一つの指標で個性を判断してしまうことは、学生の他の特別な才能や個性が尊重されず、学生に虚無感を与えることになり、それが学生の意欲を失わせていると述べている。

現在の日本社会には、学力では測れない様々な価値観がある。ゆえに、上記のような知識偏向の教育体系は、多方面の才能や個性を無視した不当な競争を学生に対して強いている可能性がある。日本は競争型の教育の枠組みを大きく変えることを迫られているのである。そこで古山は、これから日本が移行していくべきモデルとなる国はフィンランドであることを明らかにし、フィンランドの知的好奇心を湧かせるような教育方針¹⁸に転換することの重要性を示唆している。また、福山(2006)は古山と同じく、教育に競争原理を適用した日本と同様なイギリス型教育を批判し、一方でフィンランド型の総合学習による教育を応用することの優位性を示した。

この教育のニーズの変化とそれに起因する教育の問題をふまえ、日本はフィンランド型の自律して学ぶような、また知的好奇心を湧かせるような教育体制を構築する必要があると考えられる。その教育方針を完遂するためには、中央集権型の教育体制ではなく、現場の裁量が必要であるうえ、これまでの日本の教育の型と大きく違うため、教師の教育も十分になさなければならない。

しかしながら、ゆとり教育が多く日本の学校で失敗している以上、フィンランド型の教育を形だけ持ってきても、失敗する可能性が大きい。現在、学生に自律して学ぶ意識があまりない上、教師も知的好奇心を湧かせる授業の仕方がわからないという理由からである。よって、教育のあり方が変わっていることへの教師の意識の改革と、知的好奇心をかきたてるような授業ができる能力の養成が必要である。また以上の流れから、フィンランド型の教育により教育の質を高めるために、我々は以下の二つの政策を提案する。

一つ目の政策として、教育大学院の設置について検討していく。フィンランドでは 1995 年以降、修士の資格がないと教員になれないようにするなど、教員の資質を高める努力をしている。一方、日本においては、教職課程を修了し教員採用試験に合格することが必須の要件となっている。実際、座学だけでは教育の現場を十分に理解することは不可能であると考えられる上、これからは知的好奇心を掻き立てるような興味深い授業をすることが教師に求められるので、これまで以上に教師の質の向上が必要になる。そこで、教育大学院の設置により学生の間に今後求められる実際的な能力を養うというものである。

二つ目の政策として、教師に対する行政によるセミナーの実施を検討していく。上で述べたように、これまでとは違った新しいスタイルの授業を要求されるので、それに関する講習会を開い

¹⁸ フィンランドの教育方針に関して補足すると、フィンランドの教育においては、行政は学校にガイドラインを示し案内と支援を行うのみで、教育行為全体を分権化し、現場の領域を拡大させ、現場に自由と責任を与えている。そういった環境で、教員は子供たちに自己目標を設定させ、子供がその目標に達成できたかどうかを子供自身で評価させ、それを教員と子供が自分で反省し、それに対して責任を持つという仕組みを確立している。あくまでも学習は生徒が知的好奇心から自ら取り組み、教師はそれを促す、といったスタンスであるフィンランド型の教育は、テストの受験を強制し点数を競わせるイギリス型の教育と対照的である。ちなみにフィンランドは、2003年のOECDのPISAという15歳が対象の学力調査において、2003年に世界1位を達成している。

WEST 論文研究発表会 2007

て既存の教師の意識の改革と、知的好奇心をかきたてるような授業ができる能力の養成を図ろうとするものである。

具体的な政策の実施要領としては、これらの政策を教育方針の転換の前段階として打っていき、教育方針を段階的に総合学習型、自立型、多様な価値判断を認める型に移行していく。それに加えて、教師が子供たちの興味を湧かせることに責任を持つ必要があるので、多くの裁量を教師に与える教育体系に転換していく。

それらを通じて、個性尊重型の教育に移行することにより、教育水準が高くなり、学生の蓄積する人的資本が上昇し、犯罪の抑止が図れるであろう。

4 学校主導の地域型 SNS 導入

平均世帯人数が負に有意に効いていたことから、少年が犯罪行為を行う際、家族の存在が犯罪のインセンティブを阻害する働きがあることがわかった。よってここでは家庭の犯罪抑止効果を利用し犯罪発生を減らすための提言を行う。

そこで改めて現状に目をやると、近年家庭の姿も様変わりしており、その結果家庭の抑止力が低下しつつあるということが言える。具体的に言えば、少年が引きこもりや家庭内暴力等の犯罪の事前兆候が現れた際、家庭でどう対処していいのかわからず、持て余してしまっている傾向がある。このように、現在の家庭では少年が犯罪行為にいざ手を染めようとしている時に、それを家庭で正しく抑制できる機能が失われてきている。事実、全国家庭児童調査結果（文部科学省）によれば、「家庭養育上の問題」として「しつけや子育てに自信がない」と答えた世帯の割合は年々増加傾向にある。（図表 6）

一方、政府もその家庭の悩みに対応する施策として、相談窓口の設置をはじめとする家庭の支援事業を展開している。しかしその相談窓口の利用状況はというと、全国家庭児童調査結果（文部科学省）によれば、「子育てについての不安や悩みの種類別の相談相手の割合」の「子供の暴力や非行に関する事」の項目に占める専門家・公的機関の割合はわずか 9.8%と、決して十分活用されているとは言えないものになっている。ちなみに最も多かったのは「家庭の者に相談する」で 52.5%、「信頼できる身近な人」が 34.4%「保育園や幼稚園、学校の先生」が 19.7%となっている。（複数回答可）

このようなサービスの利用状況の理由として、本稿では以下の二点に注目した。

まず一点目は同じ地域で様々な子育て支援サービスが展開されており、利用者にとっては、どこに相談したらよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものかなど、情報を把握する手段が多岐にわたりの確な情報を得られにくい状況にあるということが挙げられる。（内閣府共生社会統括官 HP）

次に二点目として、素性も名前も知らない公的機関や専門家が保護者にとって、遠い存在であり、気軽に相談しにくくなっているからだと考えられる。

よって本稿では、家庭のもつ抑止力と学校教育のもつ抑止力を有効活用し犯罪を抑制する政策提言として「学校が主導する教員・保護者を対象とした地域型 SNS（ソーシャルネットワークングサービス）」設立を文部科学省に提言することで、家庭と教員が力を合わせ 1000 人単位で教育

WEST 論文研究発表会 2007

の形を模索していくシステムの構築を目指す。

SNS とは、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制のサービスである。SNS の中心であり主目的は、人と人とのコミュニケーションにある。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供したりしている。人のつながりを重視して、既存の参加者からの招待がないと参加できないシステムになっているサービスが多いが、最近では誰でも自由に登録できるサービスも増えている。代表的な SNS として日本最大の会員数を持つ mixi、世界最大の会員数を持つ MySpace などがある。このような取り組みとしては、現在総務省が地域コミュニティの活性化、行政参加の推進を意図した行政主導型地域 SNS の実証実験を試験的に行っていることが挙げられる。

しかし本稿の提言内容は、システムを文部科学省が作り上げたシステムのテンプレート¹⁹とマニュアルを利用し各学校が主導して、生徒の家庭を巻き込んで子供を取り巻く教育環境の向上を目的に行うものである。以下でその具体的な中身とその狙い、そしてそれがいかなる制度的メリットをもたらすかを示す。

・新しいスタイルの家庭教育の問題解決

各家庭で保護者が家庭教育の悩み・問題に直面した際、現状は見知らぬ大量の相談窓口から苦勞して一つどれかを選び出し、見知らぬ人間と「1 家庭対 1 専門家」として電話や面談を通して相談を行うといった形である。しかしそれに対しこのシステム上においては、単純に SNS 上の掲示板に書き込むことで、友人・教師はもちろん、元々の知人でなくとも簡単な操作により「素性の分かる同じ境遇の保護者」と共にパソコン・携帯電話の端末から「いつでもどこでも」書き込み相談し合うことができる。これにより限られた場所と限られた人間関係の制約の元でしか展開し得なかった教育問題解決の模索が可能となる。

・新たな学校教育スタイルの模索

学校教育の様々なトピック（例えば給食・掃除・遠足・服装など）について家庭と教師がざくばらんに話し合うことができる。現状の学校教育では、時間的・空間的制約上 PTA またはそれに順ずる機関に所属するものと教員代表者数名によって、しかも限られたトピックについてしか学校教育に協力していくことができない。しかしこの SNS を利用することにより、その時間的・空間的制約を排除することができ、より多くの人々により重要なトピックからちょっと面白い提案まで、幅広い議論を行うことが可能となる。

・行政にとって低コストの制度運用

現在展開されている多くの SNS はその資金の多くを事業からの広告費でまかなっている。本稿のシステムにおいても、地域の商店などの事業者から広告を募ることで、行政にとって制度運用のコストを抑えることが可能となる。

・地域、教育を絡めた無限の可能性

以上が本稿の提言内容であるが、我々はこのシステムはあくまでもマニュアルにすぎず、むしろ

¹⁹ 何かを作るときの元になる定型的なデータやファイル、定型書式、よく使うパターンを定型化したものこと。

WEST 論文研究発表会 2007

各コミュニティ単位で更なる拡張を期待していると考えている。

この SNS はネットワークシステムというインフラを施設することに等しく、いわばハードを提供したことになる。しかし各コミュニティは文部科学省から手渡されたシステムのテンプレートとマニュアルからその枠を超え、自ら様々な使い方を模索することで無限の広がり生まれる。例えば、我々が考えたものを挙げると、広告主となる地域の事業主から、「林業体験親子 10 組」と書き込まれる枠を作ることによって地域提供の総合学習を行うことができる。このように各コミュニティが各々の SNS をより良くしようと模索することで、このシステムの利用価値は無限に広がり、ひいてはそのコミュニティの活動の姿勢自体がコミュニティの帰属意識・結びつきを強めることにも働くのではないかと考える。

この取り組みにより多くの家庭と教員を巻き込み、少年を取り巻く家庭、学校教育の環境が改善されることで、犯罪を抑制できることが期待できる。

VI 結び

本稿では少年犯罪の減少を目指し、これまでの研究が労働市場や世代効果など、ある特定の要因が少年犯罪に与える影響を個別に観察したものであったのに対し、少年を取り巻く総合的な環境が、少年犯罪にどのように影響しているかを分析することでその抑止力を模索した。その結果、少年を取り巻く環境である家庭環境、地域的結束、教育環境、労働市場そのすべてが抑止的に働き、2001 年の少年法改正は犯罪を抑止する効果をもたないことがわかった。以上から本稿では、司法による犯罪抑制効果を強めること・少年を取り巻く環境を総合的に充実させることの二つの観点から政策提言を行った。

最後に本稿で行った分析の課題について触れておく。まず今回は先行研究に倣い、少年犯罪発生率を求める際にデータの制約上、総犯罪の検挙率を少年刑法犯検挙率と同じであると仮定して、少年犯罪発生率の近似値を算出した。しかし、少年犯罪の特徴としてグループ犯罪が多いことをはじめとする様々な性質を含めて考えても、この仮定の妥当性については議論の余地がある。さらにデータの制約上、今回は刑罰の厳しさを都道府県別のパネルデータの形で入手することができなかった。しかし政府の司法面での対策の効果をより深く検討するためにも、少年に対する司法措置のデータの整備が望まれる。

加えて、今回はまだ先日施行されたばかりの 2007 年の少年法改正には言及できなかったが、今後のデータの更なる蓄積によりこの度の法改正の効果と 2001 年の法改正の効果进行分析により比較検討することで、行政の司法面での対策のより効果的な形を提言できるのではないかと期待される。

今少年と呼ばれている世代がやがてこの日本を動かすときが来るその時迄に、少年たちが何の心配もなく、社会の道を踏み外すことなく、心身ともに健康に育っていけるようにしっかり環境を整えておいてあげることが我々大人たちの義務であり、責任である。少年たちの輝かしい未来

WEST 論文研究発表会 2007

を祈りつつここで筆をおきたいと思う。



WEST 論文研究発表会 2007

【参考文献】

《先行論文》

- ・ Becker, Gary S. (1968) “Crime and punishment: an economic approach”, *Journal of Political Economy* 76, pp.169-217
- ・ 大竹文雄・岡村和明(2000)「少年犯罪と労働市場～時系列および都道府県別パネル分析～」『日本経済研究』 vol.40、 pp.40-65

《参考文献》

- ・ Evans, Robert, Jr. (1977) “Changing labor markets and criminal behavior in Japan”, *Journal of Asian Studies*, 36, pp.477-486
- ・ Hirschi, T. (1969) “Causes of delinquency”, University of California Press.
- ・ 市川守・中村隆(1998)「犯罪・非行者率に及ぼす年齢・時代・コウホート効果の分析」所一彦・星野周弘・田村雅幸・山上皓編『日本の犯罪学7:1978-95 □ 原因』東京大学出版会 pp.170-173
- ・ 朴元奎(1993a)「戦後日本における犯罪率の推移：時系列回帰分析によるアプローチ(一)」
『法学新報』第99巻7・8号、pp.165-230.
- (1993b)「戦後日本における犯罪率の推移：時系列回帰分析によるアプローチ(二)」
『法学新報』第99巻9・10号、pp.221-266.
- (1994)「戦後日本における犯罪率の推移：時系列回帰分析によるアプローチ(三)」
『法学新報』第99巻9・10号、pp.221-266.
- (1998)「戦後日本における犯罪率の推移：時系列回帰分析によるアプローチ」所一彦・星野周弘・田村雅幸・山上皓編『日本の犯罪学7:1978-95 □ 原因』東京大学出版 pp.164-169
- ・ 村田輝夫(2005)「司法制度改革と大学教育の課題—少年司法への連携を探る—」(弘前大学人文学部人文社会論叢社会科学篇 13号)
- ・ 加藤則子(2004)「青少年暴力の母子保健からの接近」『保健医療科学 第53巻』
- ・ 原田あい子(2004)「近隣集団と子供の社会化」同志社大学藤本昌代研究室
- ・ Robert Cooter & Thomas Ulen, *Law and Economics*, ch. 11 (4th ed. 2004)
- ・ 前田雅英(2000)『少年犯罪—統計から見たその実像』東京大学出版会 pp.1-8, pp.102-120
- ・ 藤岡淳子(2007)『犯罪・非行の心理学』有斐閣 pp.109-113
- ・ 日本弁護士連合会(2002)『検証少年犯罪—子ども・親・付添い人弁護士に対する実態調査から浮かび上がるもの』日本評論者 pp.223-224
- ・ 守山正, 後藤弘子(2005) 『ビギナーズ少年法』成文堂 pp.155-165
- ・ 澤登俊男(1994)「少年法入門」有斐閣 pp.59-220
- ・ 松浦克己 コリン・マッケンジー(2005)『Eviewsによる計量経済学入門』東洋経済新報社
- ・ 警察庁『犯罪白書』平成15年版

WEST 論文研究発表会 2007

- ・ 文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> (2007/11/6)
- ・ 内閣府共生社会統括官ホームページ <http://www8.cao.go.jp/souki/index.html>
(2007/11/6)
- ・ 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/> (2007/11/6)
- ・ 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/> (2007/11/6)
- ・ 文部省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> (2007/11/6)
- ・ 京都市教育委員会ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/> (2007/11/6)
- ・ 福岡市教育委員会ホームページ <http://www.city.fukuoka.jp/kyoiku/> (2007/11/6)
- ・ 法研究会「報告書」 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/komon/dai18/18houmu2.pdf>
(2007/11/7)
- ・ 福井弁護士会ホームページ <http://www.fukuben.or.jp/> (2007/11/7)

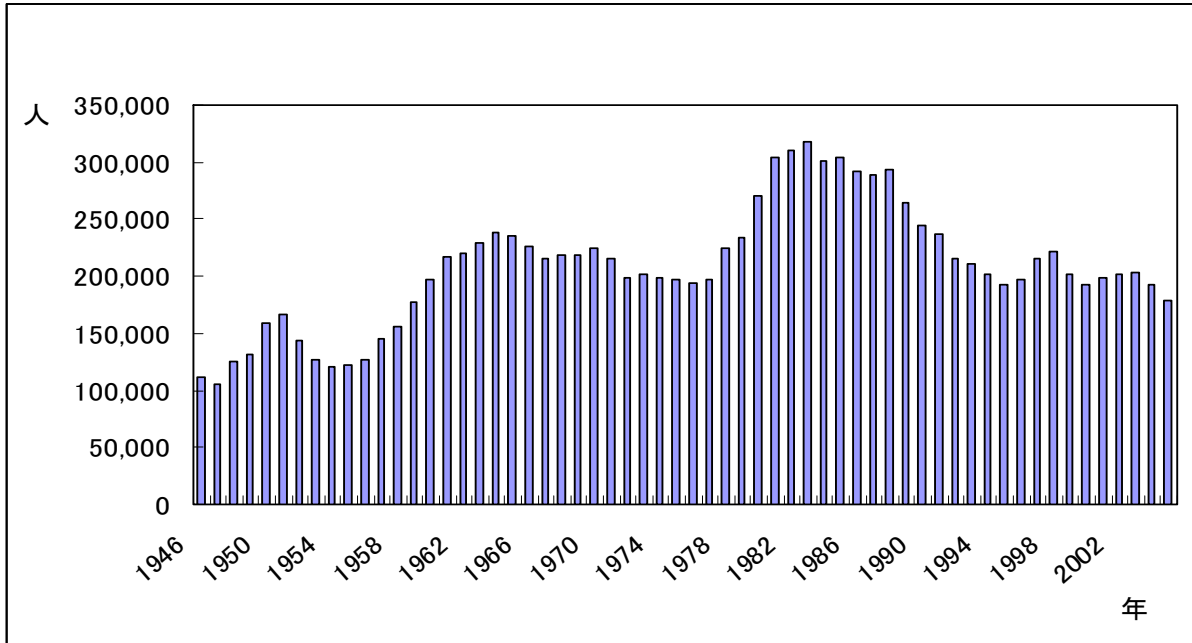
《データ出典》

- ・ 総務省統計局『社会生活統計指標』
『日本の統計』
『人口推計年報』
- ・ 総務省自治行政局『住民基本台帳に基づく人口・人口動態および世帯数』
- ・ 厚生労働省『毎月勤労統計調査』
『職業安定業務統計』
- ・ 警察庁『犯罪統計書』

WEST 論文研究発表会 2007

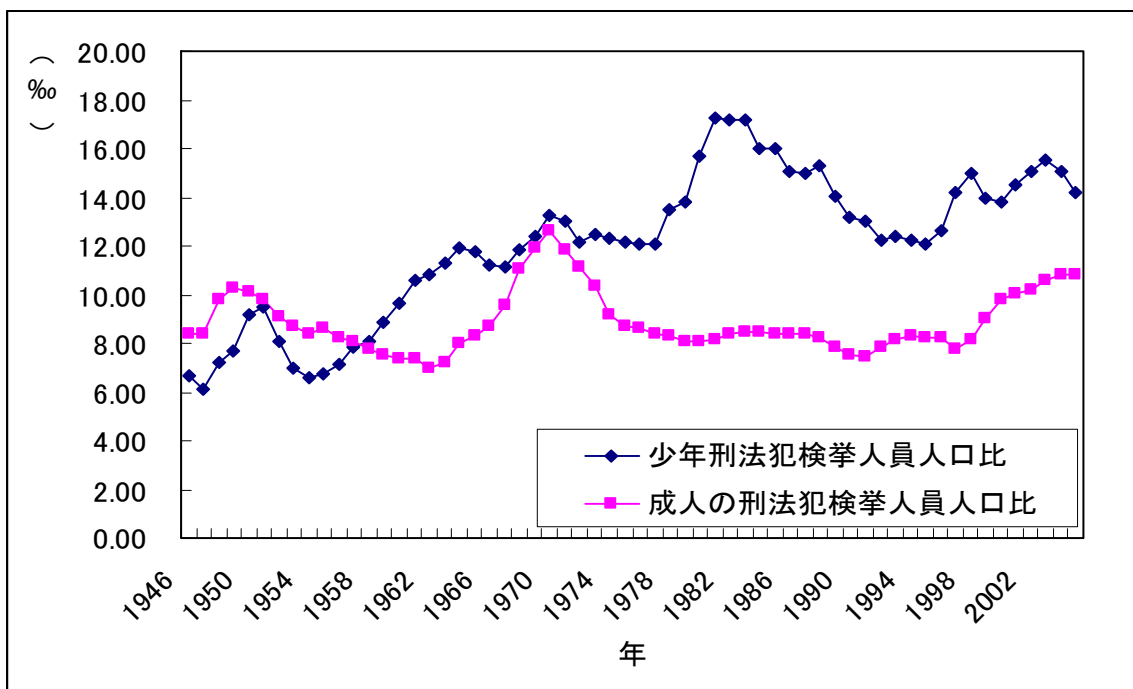
【図表】

図表 1 少年刑法犯検挙人員の推移



(出典：警視庁『犯罪白書』)

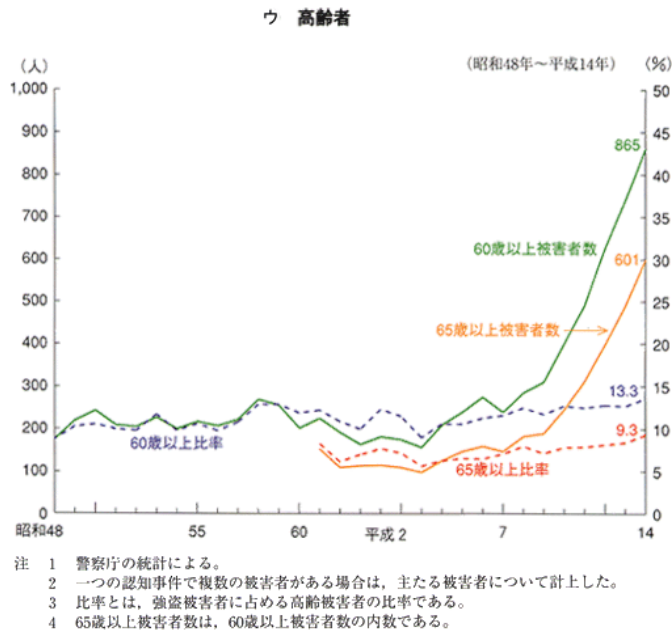
図表 2 少年刑法犯および成人の刑法犯検挙人員人口比率の推移



(出典：警視庁『犯罪白書』)

WEST 論文研究発表会 2007

図表 3 高齢被害者数及び比率の推移



(出典：警察庁『犯罪白書』)

図表 4 記述統計量

	平均	標準誤差	中央値	標準偏差	分散	最小	最大	合計
少年犯罪発生率	50.1309	1.83528	43.6629	28.1343	791.536	10.1431	205.818	11780.8
有効求人倍率	0.54051	0.01296	0.51	0.19859	0.03944	0.17	1.13	127.02
教育費	158.657	1.48127	158.265	22.7074	515.626	109.276	238.014	37284.4
平均世帯人数	2.84694	0.01757	2.85	0.26938	0.07257	2.11	3.51	669.03
所定外労働時間	11.3592	0.09363	11.2	1.43525	2.05995	7.6	15.4	2669.4
月間労働日数	20.6357	0.02934	20.6	0.44969	0.20222	19.6	21.9	4849.4
人口密度	1382.65	105.652	883.4	1619.62	2623165	258.4	8818.9	324923
老年人口割合	0.18576	0.00213	0.1871	0.03264	0.00107	0.10076	0.26428	43.6541
警察官数	1.6577	0.02321	1.57	0.35582	0.12661	1.19	3.55	389.56
少年法改正ダミー	0.4	0.03203	0	0.49094	0.24103	0	1	94

WEST 論文研究発表会 2007

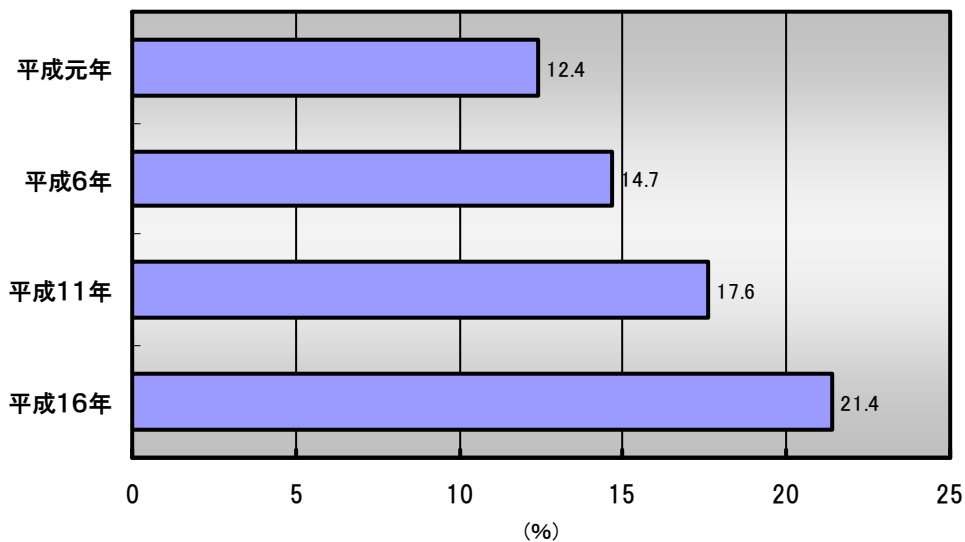
図表 5 分析結果

変数名	係数	t値
有効求人倍率	-0.10873	0.02495***
教育費	-1.77719	1.58501***
平均世帯人数	-0.80403	-1.7986*
所定外労働時間	-0.18632	-1.40274
月間労働日数	-4.01225	-1.57254
人口密度	0.05344	1.735978*
老年人口割合	0.90953	1.76317***
警察官数	0.35239	1.63821***
少年法改正ダミー	-0.02684	-0.48159

*** 1%水準で有意 ** 5%水準で有意 * 10%水準

図表 6

「家庭養育上の問題」として「しつけや子育てに自信がない」と答えた世帯の割合



(出典：厚生労働省「平成16年度全国家庭児童調査結果の概要」)